第5次豊橋市 安全で安心なまちづくり行動計画

〔令和2年度~4年度〕

令和2年3月

豊 橋 市

			目 次										
\Diamond	行重	助計画策定の超	取旨	•	•		•	•		•			3
I	豊村	喬市における	る犯罪の現状と課題										
	1	犯罪の発生権	犬況	•	•		•	•	•	•			4
	2	これまでの行	亍動計画の取組状況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	3	本市の現状で	上課題	•	•		•	•	•			•	8
II	第	5 次行動計画	画の目標と取組事業										
	1	計画の期間		•		•	•	•	•	•		• :	10
	2	計画の目標		•	•		•	•	•	•	•	• 1	10
	3	評価指標		•	•		•	•				• 1	10
	4	計画の体系		•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	10
		基本方針	防犯意識の高揚及び醸成	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	12
		基本方針Ⅱ	地域防犯力の向上	•	•	•	•	•	•	•		• 1	14
		基本方針Ⅲ	市民の安全・安心を脅かす	~犯	罪	^	の	対	策	の	推	進	
				•			•	•	•	•		• 1	16
Ш	行動	動計画の推送	進方法										
	1	推進体制			•	•	•	•		•	•	• [18
	2	進捗管理のプ	方法	•	•		•	•	•	•		• [18
	3	進捗状況等の	の公表	•			•	•				• 1	18
IV	資	料編											
	1	防犯に関する	る市民意識調査結果	•	•		•	•	•	•	•	• [19
	2	豊橋市安全1	で安心なまちづくり推進条例									• 2	21

◇ 行動計画策定の趣旨

本市では、犯罪の防止について、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、この三者が協力し、県の施策と連携を図りながら「安全な地域社会の実現」に向けて、平成 19 年 4 月に「豊橋市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行しました。

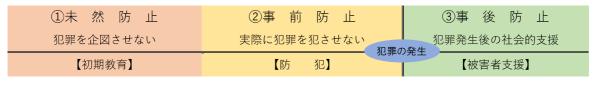
安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、「安全で安心なまちづくりに関する行動計画」を同条例に位置づけ、3年毎に目標値を定め、各施策を推進しています。第1次(平成20年度~平成22年度)、第2次(平成23年度~平成25年度)、第3次(平成26年度~平成28年度)、第4次(平成29年度~令和元年度)と移行し、警察、市、市民及び事業者が連携して犯罪の抑止に取り組んできました。

第4次行動計画での施策や事業は一定の効果を上げてきましたが、第5次行動計画では、既存の 事業を継続しつつ、SDGs (持続可能な開発目標)の視点の導入や、社会情勢の変化を考慮した課 題へのアプローチが必要となります。

本行動計画は、現行の第4次行動計画期間が満了することから、上述の視点等を踏まえ、第5次 行動計画として、新たな地域防犯行動計画を策定するものです。

第5次行動計画の対象範囲

①未然防止 ②事前防止 ③事後防止 の3段階の視点から犯罪の発生を防止すべく対策を講じます。



第5次行動計画

I 豊橋市における犯罪の現状と課題

1 犯罪の発生状況

本市における刑法犯罪の発生件数 (刑法犯認知件数) は、平成 16 年に年間 10,000 件に迫る 9,760件 (26.7件/日)を記録し、市民生活に多大な不安が生じる結果となっていました。

令和元年度の豊橋市内(豊橋警察署管内)における刑法犯罪発生件数は 2,178 件となり、平成 16 年度(9,760 件)の約 2 割まで減少しました。第 $1\sim4$ 次行動計画の期間を通して刑法犯罪発生件数は毎年減少傾向にあり、本行動計画は一定の成果を挙げてきました。しかし、住宅対象侵入盗をはじめとする侵入盗発生件数は依然として県下ワースト上位を占め、さらに、特殊詐欺も多発しています。また、子ども対象犯罪の前兆となる不審者情報が多く寄せられるなど、市民の安全・安心を脅かす犯罪が身近で発生しています。



2 これまでの行動計画の取組状況

① 第4次行動計画の概要

第4次行動計画(平成29年~令和元年)では、市民、事業者、警察及び市が一体的に『犯罪のない安全で安心なまち「とよはし」』を目指して、4つの重点目標と2つのテーマのもと、各種施策を推進してきました。

【体系図】

テーマ 1 「自分のことは自分で守る」「地域はみんなで守る」といった意識づくり



重点目標 1

防犯意識の醸成への取組み



- ・広報啓発活動による防犯対策
- ・キャンペーン等による防犯対策
- ・防犯教育講座等の開催
- ・市民・事業者・警察・市等との連携



重点目標 2

自主防犯活動の活発化への 取組み



- ・事業者への啓発及び連携
- ・自主防犯団体への支援

テーマ 2

犯罪を起こさせないための環境づくり



重点目標 3

犯罪被害者となりやすい子ども・ 女性・高齢者などへの対策の取組



- ・広報啓発活動による防犯対策
- ・学校等での防犯対策
- ・市民・事業者・警察・市等との連携



重点目標 4

地域の住環境の整備による 地域力強化への取組み



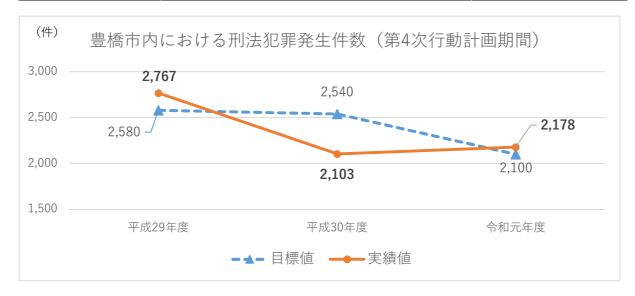
- ・地域住環境への対策
- ・市民の自主的な防犯対策
- ・事業者の防犯対策

② 第4次行動計画における重点取組目標の実施状況

4つの重点目標は、すべて未達成であるものの、計画全体での目標である刑法犯罪発生件数は当初 の目標値を大きく下回ることができ、概ね成果を挙げました。

【計画全体での令和元年度までの目標値及び実績値】

【計画全体での令和元年度までの目標値及び実績値】 ※上段:目標値、下段:実績値										
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度							
豊 橋 市 内 の 刑法犯罪の発生件数	2,580 件以下	2,540 件以下	策定時: 2,500 件以下 改定後: 2,100 件以下							
参考値:平成 28 年度 2,653 件	2,767 件	2,103 件	2,178 件							



【重点取組の実績値】

	目標値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
1. 防犯意識の醸成	21,000 人	20,349 人	20,484 人	18,889 人	
(防犯教育講座の受講者数)	21,000 人	20,349 /	20,464 八	10,009 八	
2. 自主防犯活動の活発化	15,300 人	14,897 人	14.750 J	1/1675 J	
(自主防犯活動の参加者数)	15,300 人	14,097	14,759 人	14,675 人	
3. 犯罪被害者となりやすい					
子ども・女性・高齢者などへ					
の対策	42,000 人	35,858 人	38,044 人	41,281 人	
(市や豊橋署が提供する防犯情報					
の配信登録者数)					
4. 地域の住環境の整備による	策定時:				
地域力強化	380 件	501 件	368 件	420 件	
(無施錠による盗難被害数)	改定後:	301 1+	300 1	44017	
	310 件				

※年度:4月から3月まで。ただし、令和元年度は4月から2月まで。

^{4.} 地域の住環境の整備による地域力強化(無施錠による盗難被害数)のみ集計期間が1~12月

③ 本市で発生した犯罪の傾向

1. 刑法犯罪全体の傾向

本市の犯罪発生状況は愛知県の傾向と同様に、平成16年をピークにおおむね減少傾向にあります。 令和元年度の刑法犯罪発生件数では、愛知県内で4番目に多い結果となりました。

2. 本市で発生する犯罪の特徴

・侵入盗

本市で多発している犯罪は、住宅を対象とした侵入盗や事務所あらし・出店あらしなどを含め た侵入盗被害が多いことに特徴があります。愛知県内の他の市町村と比較して、無施錠が多いこ とが被害につながっています。

・特殊詐欺被害の状況

年々手口が巧妙化しており、犯人が複数人で役割分担をして警察官や市役所職員、金融機関関 係者などになりすまし詐欺を行う事案が増えています。事前に被害者を選定するために、世帯状 況や資産状況を聞き取る前兆電話をかけていることが多い傾向があります。

・主に子どもを対象とした不審者事案

豊橋市の登録制メール配信サービス「豊橋ほっとメール」の不審者情報や警察署の登録制メ ール配信サービス「パトネットあいち」で不審者情報が提供されています。多くは小中学生の登 下校の時間の朝夕に発生しており、身体の一部を露出されたり、声掛けやつきまとい行為を受け たり、携帯電話やスマートフォンのカメラで撮影されるといった迷惑行為などが報告されてい ます。



3 本市の現状と課題

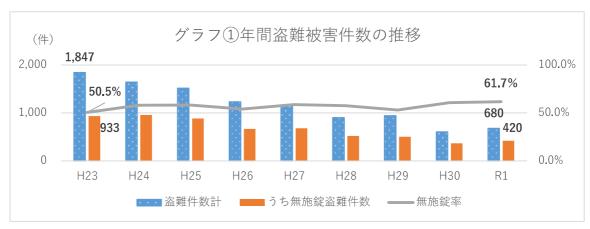
① 防犯意識の高揚及び醸成

≪現 状≫ 防犯意識の希薄さ (無施錠率の高さ)

本市において発生した犯罪の特徴は、グラフ①に示されているとおり、盗難被害のうち無施錠率が高いことが挙げられます。本市の無施錠率は県内の他市町村平均(令和元年度 55.2%)と比べても高く、防犯意識の希薄さが見受けられます。

≪課 題≫

市民ひとりひとりが、自宅敷地内や短時間の外出であっても、施錠を行うことの必要性を認識することで、自分の身は自分で守るという意識を持つ必要があります。



※盗難件数…住宅対象侵入盗・自動車盗・オートバイ盗・自転車盗・車上ねらいの合計件数

② 地域防犯力の向上

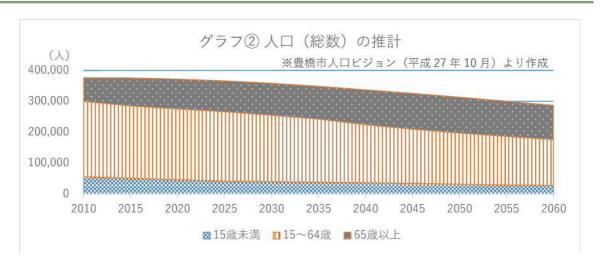
≪現 状≫ 地域防犯力の低下

社会の変化や市民の意識の変化から、人手不足による自主防犯組織の活動の縮小、高齢化や 若年層の他地域への転出による管理者不在の土地・建物の増加による治安悪化が新たな問題 として想定されます。

要因 1. 少子高齢化の加速による人口減と共働き世帯・単身世帯・高齢世帯の増加

豊橋市人口ビジョンによると、本市の総人口は 2010 年ごろピークに減少局面に入り、生産年齢人口 $(16\sim64$ 歳) が減少し続ける中で、高齢化率については増加傾向にあり、 $2045\sim2050$ 年には 3 人に 1 人以上が 65 歳となることが予測されています。 (グラフ②参照)

また、働き世帯や定年後も働き続ける高齢世帯が増加しており、地域コミュニティに関わる時間的余裕がより減少していくことが考えられます。さらに、高齢者については、平均寿命と健康寿命とのかい離から、健康上の不安を理由に自主防犯活動に参加することが困難となっていることも推察されます。(IV資料編「1 防犯に関する市民意識調査結果」参照)



要因 2. 社会との関わり方の変化

核家族化により地域との接点が減少し、地域による子育ての援助が受けづらい状況(地域教育力の低下)や、とりわけ高齢者にあっては、犯罪を含むトラブルに巻き込まれた場合に身近に相談できる相手がいないことなどから、犯罪被害の潜在化や深刻化も問題となります。

≪課 題≫

人の目によらない監視の仕組みの構築や、市民が気軽に行える防犯活動の推奨を行うことで、 地域防犯の担い手不足の解消を図る必要があります。

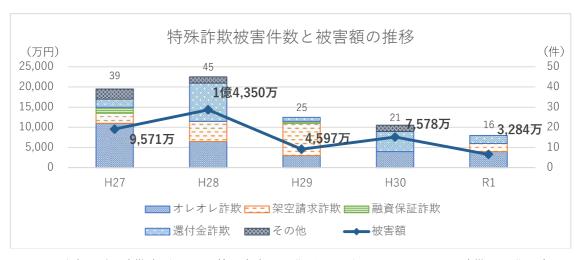
③ 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策

≪現 状≫

刑法犯罪発生件数が減少傾向にあるなか、犯罪の前哨である不審者事案や、年々手口が巧妙化 している特殊詐欺の前兆電話と思われる案件は増加傾向にあります。

≪課 題≫

犯罪被害者となりやすい子どもや女性、高齢者などを対象とした犯罪や、特殊詐欺への対策を 講じることで、市民の体感治安を保持する必要があります。



※カード詐取型の詐欺盗が H30 以前は窃盗の区分だったが、R1 からオレオレ詐欺の区分へ変更

Ⅱ 第5次行動計画の目標と取組事業

1 計画の期間

令和2年度~令和4年度(2022年度)

2 計画の目標

豊橋市内における刑法犯罪発生件数を年間 2,020 件以下にすること (計画最終年次:令和 4 年度)

- 3 評価指標
 - ① 防犯教育講座の受講者数 20,500 人
 - ② 自主防犯活動の参加者数 15,000 人
 - ③ 無施錠による盗難被害件数及び盗難被害件数に占める無施錠率 350 件・55%

計画の体系 4

愛知県が策定した「あいち地域安全戦略 2020」の基本戦略と本市の課題を踏まえ、第4次行動計 画を再構築し、市、市民、地域、事業者、警察が相互に協力しながら、防犯の取組を推進し、3つ の基本方針と9つの重点取組項目を設定します。

第5次安全で安心なまちづくり行動計画体系図

誰もが安心できるまち 防犯推進都市「とよはし」 目的 豊橋市内における刑法犯罪発生件数を年間2,020件以下にすること 目標 市民の安全・安心を 防犯意識の高揚 基本 || 地域防犯力の向上 **||| 脅かす犯罪への** 方針 及び醸成 対策の推進 無施錠による盗難被害件数 指標 防犯教育講座の受講者数 自主防犯活動の参加者数 及び無施錠率 1 規範意識向上のための 4 市民や事業者の安全な 7 市民の資産を脅かす 啓発と教育の充実 まちづくりへの参画促進 犯罪への対策の推進 重点 5 防犯性の高いまちづくりの 8 特殊詐欺 消費者被害 取組 2 街頭啓発活動の重点実施 項目 推進 への対策の推進 6 治安悪化要因への対策の 9 犯罪被害に遭わない 3 情報提供活動の推進 推進 対策の推進

○ 基本方針と重点項目

基本方針 | 防犯意識の高揚及び醸成

市民ひとりひとりが自分の身は自分で守ることを意識し、自ら行動できるように、啓発や 情報提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。また、地域の自主的な防犯活動を積極的に支援 し関係機関との連携を強化しつつ、人口減社会に対応した地域防犯の取組方法を模索します。

1	規範意識向上のための啓発と教育の充実
2	街頭啓発活動の重点実施
3	情報提供活動の推進

基本方針 II 地域防犯力の向上

防犯カメラの効果的な設置を促進し、地域の安心感を確保します。また、地域の環境を維持し、未然に犯罪を防ぐ規制の検討を行います。さらに、世帯構成や働き方の変化に対応した地域との関わり方・つながり方を提案することにより、犯罪の起きにくい環境づくりを推進します。

4	市民や事業者の安全なまちづくりへの参画促進
5	防犯性の高いまちづくりの推進
6	治安悪化要因への対策の推進

基本方針Ⅲ 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

街頭犯罪や特殊詐欺など市民の資産を脅かす犯罪を啓発活動やパトロールの実施で抑止 し、地域全体の安心感を確保します。

犯罪被害者となりやすい子どもや女性、高齢者等に対して自分の身を守るための教育や啓発を行い、相談窓口や支援体制を整えることで、犯罪に巻き込まれることを未然に防止します。

7	市民の資産を脅かす犯罪への対策の推進
8	特殊詐欺・消費者被害への対策の推進
9	犯罪被害に遭わない対策の推進

基	基本方針	- 1	防犯意識の高揚及び醸成
	重点	1	規範意識向上のための啓発と教育の充実
	取組	2	街頭啓発活動の重点実施
	項目	3	情報提供活動の推進

No.			規範意	識向」	このための啓発	ځ	教育の	充実		
	守る方法 また、 [†]	法を学ぶなど 青少年に対 上講座を開	ご、幼少期から「 しては、子ども・ 催したり、非行『	中学生ま 若者相記	どもを育成することを目的として、身近に潜む不審者から身をで、発達段階に応じた講座を実施します。 淡窓口による相談受付及び健全育成事業の推進や薬物乱 活動を行います。					
		主な取	(組項目			具体	本例		主な担当	á課(室)
		及び生徒(未 に関する初期		防犯教育講座の	実施	<u> </u>		安全生活課 東三河広域連合		
			健全育成事業の推進・非行防止街頭啓発				こども未来政策課			
1	2 青少年	手に対する意	子ども若者相談窓口での相談・支援				こども若者総合相談 支援センター			
					小中高生に対する薬物乱用防止講座の開催				健康政策課	
	3 防犯記	構座の実施	一般・高齢者・事業所対象の防犯講座 防犯リーダー養成講座			犯講座	- 安全生活課			
			関係機関				R1	R2	R3	R4
	市民 自治会	警察 防犯協会	┃ 認こ・保・幼 ┃小・中学校・高校		その他	1	実施一			
	0	() 1 (0) 1 (0) 1 - 1 - 1		区青少年健全育成会 支援団体 ほか	2 3	実施 一			—	

No.	街頭啓発活動の重点実施										
	ペーンな	こどのイベン	を実施しま	す。	選動を展開し、防犯キャンペーンや薬物乱用防止キャン 防犯団体の市内パロールを行い、犯罪抑止に努めます。						
			具	.体例		主な担当	当課(室)				
			四季の安全なまち	5づく	り市民運動	p	安全生	上活課			
	 1 各種キャンペーンによる防犯対策・啓発活動				社会を明るくする運動				福祉政策課		
2		トヤンハーンに	薬物乱用防止キャンペーン 健幸なまちづくり条例に基づくウォーキングイベ ントでの「ながら防犯」活動			健康政策課					
		車の活用によ	公用車に「パトロール実施中」のマグネットシー トを貼付した「ながら防犯」活動			資産約	圣営課				
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ール活動によ	子ども見守り隊・青色回転灯付ミニノ小隊によ る巡回			安全生活課					
			関係機関	関			R1	R2	R3	R4	
	市民 自治会	警察 防犯協会	自主防犯団体		その他	1	実施 —			-	
	1 () 1 (O) 1 (O) 1 : :::::::::::::::::::::::::::::::::		用防止推進協議会 生保護女性会 ほか	2	実施 —						

No.		情報提供活動の推進									
	然に防き 情勢や∛ 体・精神	ぎ、市民の防 ①罪から身を 3への影響な 3メール配信	が犯意識を高 を守る方法を こどの情報を	がます。また。 括載します 提供します。	市広報への掲載や、FMとよはしの放送を行うことで、犯罪をまた、市HP上に犯罪統計や防犯に関する情報や、市内の治安。薬物の危険性を周知するため、違法薬物や薬物への身。 一ル)を利用した不審者情報の配信、特殊詐欺への注意喚						
3		主な取	組項目			主な担当課(室)					
	 ₁ 新聞・	ラジオ等のメ	ディアの活用		犯罪統計·防犯対	安全生活課					
	'市広韓	報·市HPによる	5情報提供		薬物に関する情報	健康政策課					
	2 メール	・配信による[0	5犯情報の提	 :供	豊橋ほっとメール・	安全生	上活課				
	┃ 非常明	寺の情報連携	<u>=</u> 5		学校安全広域ネッ	ットワークの活用	Ħ	学校教) 育課		
			関係機関			R1	R2	R3	R4		
	市民	自治会	警察	小·中学校	その他	1 実施 —			├		
	0	0	0	0	PTA など	2 実施 —			-		

基	基本方針	Π	地域防犯力の向上
	重点	4	市民や事業者の安全なまちづくりへの参画の推進
	取組	5	防犯性の高いまちづくりの推進
	項目	6	治安悪化要因への対策の推進

No.	市民や事業者の安全なまちづくりへの参画の推進										
	共に「こ。 適切な対	ども110番の	家」の整備	促進をします	を通じて、自治会 ^人 け。また、警察から 主防犯団体にパ	の防犯情報	吸や犯罪情報	段等の提供を	を受け、		
		主な取	組項目			具体例		主な担当	当課(室)		
4	1 官民-	一体の連携し	た活動への参	多画促進	市・警察・市民・自 警察署からの防狐 「子ども110番の変	。 安全生活課					
					市民や自主防犯団体へのパロール物品の配布 安全生活課						
	2 自主[坊犯団体活 重	かの活発化支	援	自主防犯活動への						
					 市民活動総合補償制度の実施			市民協働推進課			
			関係機関			R1	R2	R3	R4		
	市民	自治会	警察	防犯協会	その他	1 実施 —			├		
	0	0	0	0	自主防犯団体 事業者 など	2 実施 —					

No.	防犯性の高いまちづくりの推進										
	せ、相乗 視の目を	以下の条例の指針に沿った道路・公園・住宅等の防犯施策を推進したり、他の条例の施策と関連させ、相乗効果を得られるように連携を図ります。少子高齢化社会において、人的資源の補完をしつつ監視の目を確保するため、防犯カメラの設置数を増やします。また、「不良な生活環境の解消に関する条例」の施策と連携して、防犯上不適切な空き地や空き家への対策を行います。									
		主な取	組項目			具体例		主な担当	当課(室)		
					安全で安心なまた	5づくり条例		安全生	上活課		
					不良な生活環境 ※ごみ屋敷対策	の解消に関する	6条例	廃棄物対策課			
	1 条例·	計画に基づく	(環境整備の	推進	快適なまちづくりを推進する条例 ※路上喫煙・ポイ捨て対策			安全生活課 環境政策課			
					健幸なまちづくり条例 ※歩いてしまうまちづくり			健康政策課			
5					松葉地区歓楽街対策の推進			安全生活課			
	2 市内区	方犯カメラの言	少罟 促 准		市内設置防犯カメラの目標数の設定			安全生活課			
	אנגונו 7	<u> </u>	又巨化压		防犯カメラ設置促進のための補助金の見直し						
					青色回転灯付ミニパトによる空き地の調査			- 安全生活課			
	3 防犯_	上不適切な空	き地や空き	家への対策	所有·使用する土地の適正な管理の推奨			女宝生活課			
					不適切な管理の空き家に対する相談・指導			7	全推進室		
			関係機関			R1	R2	R3	R4		
	市民	自治会	警察	発展会 商店街	その他	1 実施 —			 		
	0	©	©	0	市民活動団体	2 実施 —			 		
	_		_	_	事業者 など 	3 実施 —					

No.	治安悪化要因への対策の推進									
	530運動や「快適なまちづくりを推進する条例」の施策と連携して環境美化を促進し、治安のよいまちという印象付けを行うことで、犯罪を抑止し、市民のモラル向上につなげます。 また、地域防犯の担い手不足の解消のため、日常の生活行動の中に防犯の視点を取り入れ、地域の 異変・危険箇所等に気づき、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」を推進します。 市民・事業者・市が警察と一体となり、市民生活や地域経済から暴力団を排除します。									
		主な取	組項目			人	体例		主な担当	台課(室)
					530運動の推進				環境區	大策課
	1 犯罪分	・図者を寄せ	快適なまちづくりを推進する条例(路上喫煙・ ポイ捨て禁止)に基づく啓発活動				安全生活課環境政策課			
6	1 30951		駅周辺部の違法駐車等防止重点地域の指定 及び違法駐車等防止施策の推進				安全生活課			
	2 地域防犯の担い手不足の解消 3 暴力団排除の推進				放置自転車の取り締まり				土木管理課	
					県主催の防犯ボランティア養成アカデミーの 開催			アカデミーの	安全生活課	
					個人単位で活動可能な「ながら防犯」の推奨					
					 暴力団の不当行為の防止及び不当行為の排 除				安全生活課	
			関係機関	関			R1	R2	R3	R4
	市民	自治会	警察	事業者	その他	1	実施 ―			
	0	0	©	0	防犯協会 市民活動団体 など	2	実施 —			→

基	本方針	Ш	市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策
	重点	7	市民の資産を脅かす犯罪への対策
	取組	8	特殊詐欺・消費者被害への対策
	項目	9	犯罪被害に遭わない対策の推進

No.	市民の資産を脅かす犯罪への対策										
	侵入盗対策として、家庭における自転車や家屋等の施錠意識を向上させる施策 普段から施錠を心がけるよう意識づけしていきます。また、啓発活動や市内パロー ひったくりなどの身近な街頭犯罪を抑止します。										
		主な取	組項目			具体例		主な担当	当課(室)		
					住宅侵入盗発生	件数の抑制※					
	1 住宅(曼入盗を筆頭	とした侵入盗	至対策	一般·高齢者·事 掲)	安全生活課					
7					防犯上の相談に対						
				街頭犯罪発生件数の抑制※					_		
	2 街頭犯罪対策				自転車盗防止対 せる施策の検討・	安全生活課					
					子ども見守り隊・青 る巡回(再掲)	青色回転灯付	ニパト隊によ				
	関係機関				'	R1	R2	R3	R4		
	市民	自治会	警察 防犯協会	事業者	その他	1 実施 —			-		
	0	0	0	0	各種協力法人 消費者団体など	2 実施 —		ツ曲塔敬宛要			

※豊橋警察署主体の取組み

No.	特殊詐欺・消費者被害への対策								
	融機関る 消費者	と連携し被害 が害を未然 を行ったり、!	言防止に取ん 然に防ぐため 出前講座・金	flみます。 、消費生活	株詐欺対策として、高齢者を対象とした防犯講座を開催し、金 5相談員による相談や市民相談や弁護士などによる有資格者 5と連携した講座を実施します。				
		主な取	組項目			具体例		主な担当課(室)	
8	1 特殊語	作欺発生抑制	りへの取組み		特殊詐欺やなりすましから身を守るための情報提供や啓発 安全金融機関と連携した被害防止活動の推進			安全	生活課
	2 消費	者被害の撲滅	t		市民相談員及び 相談・電話相談の	東三河広域連合			
					出前講座での金融	教育·啓発			
	関係機関					R1	R2	R3	R4
	市民	自治会	警察	事業者	その他	1 実施一			
	0	0	0	0	地域包括支援センター 市民活動団体 など	2 実施 一			

犯罪被害に遭わない対策の推進 No. 認定こども園・保育所・幼稚園及び小中学校に対しては、防犯教育講座を実施し、敷地内への不審者 侵入対策を行います。また、女性や子どもが被害者となりやすい性犯罪や連れ去りなどの犯罪を未然に 防ぐため、不審者への対策を講じます。 高齢者や障害者が社会から孤立しないように、支援を受けたり相談をしやすい環境を整え、犯罪に巻 き込まれることを未然に防止します。 DV被害者・虐待被害者及び犯罪被害者に対しては、市や県・警察の相談窓口で適切な支援を行いま す。 主な取組項目 具体例 主な担当課(室) 防犯教育講座の実施(再掲) 小中学校の通学路及び保育園などのお散歩 学校教育課 1 未就学児等及び小中学校における犯罪対策 保育課 マップのの安全点検 敷地内への不審者侵入対策 犯罪の前兆となる不審者対策 安全生活課 ※メール配信サービス「豊橋ほっとメール」 9 児童虐待防止の推進、及び児童虐待相談・ こども若者総合相談 2 女性や子どもを対象とした犯罪への対策 対応 支援センター DV相談窓口(市·県·県警) 面談や電話による相談・支援 女性相談窓口(市) 生活に関する悩みごと・困りごとを相談しやす 長寿介護課 高齢者・障害者を取り巻く環境・支援制度の い環境づくり 障害福祉課 3 整備 生活福祉課 高齢者・障害者の虐待防止の推進 健康増進課 4 犯罪被害者への支援 犯罪被害者等の保護及び支援体制の推進 安全生活課 関係機関 R3 R4 R1 認こ・保・幼 市民 警察 その他 1 実施 小·中学校·高校 2 実施 地域包括支援センター 0 0 0 市民活動団体 3 実施 児童相談所・保健所※ など 4 実施・

※児童虐待関係

Ⅲ 行動計画の推進方法

1 推進体制

安全で安心なまちづくり行動計画は、安全で安心なまちづくり審議会が中心となって進捗管理を行っていきます。

|2 進捗管理の方法

安全で安心なまちづくり行動計画の進捗状況や達成度については、年度終了後、取組事業の担当課による実績の報告をもとにフィードバックを行い、安全で安心なまちづくり審議会において、検証及び評価をします。

また、警察や防犯協会の取組と連携し、より効果的な取組としていきます。

3 進捗状況等の公表

安全で安心なまちづくり行動計画の進捗状況や達成度は、市民により分かりやすい形でホームページなどで公表し、市民ひとりひとりの防犯意識の向上に寄与するようにします。

IV 資料編

1 防犯に関する市民意識調査結果

① 調査の意義

防犯に関する市民意識調査を実施し、3年前の調査結果などとの比較・検討を行うことで、次期行動計画における施策の重点化に活用するとともに、各種防犯活動の改善のための基礎資料となるものです。

項目	内容
調査期間	平成 31 年 3 月
調査対象	豊橋市在住の満 20 歳以上の
加且別家	男女 4,000 人
抽出方法	住民基本台帳から無作為に
抽出力法	等間隔で抽出
配付方法	質問紙を郵送し、回答を郵送で回収

回収結果						
回答数	1,788 件/4,000 件(回答率 44.7%)					
性別	男 43.7%、女 53.7%					
職業別	自営業 10.0%、勤め人 47.3% 無職(又は学生)36.9%					
年齢別	20 歳代 9.9%、30 歳代 13.8% 40 歳代 14.9%、50 歳代 17.8% 60 歳代 16.9%、70 歳以上 22.7%					

※合計で100%に達しないものは無回答があるため

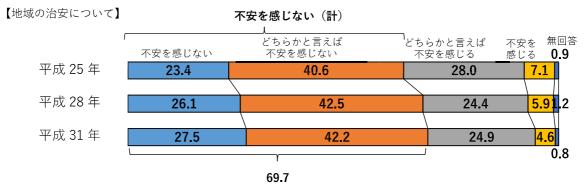
主な質問項目		
・治安に関する意識	・自主防犯団体活動への意識	・空き地や空き家にについて
・防犯対策の意識	・街頭防犯カメラの設置について	

② 調査結果

<1. 地域の治安に対する不安感について>

自分が住んでいる地域の治安については、『不安を感じない(計)』は 69.7%で、前回(平成 28 年)、前々回(平成 25 年)と比較して体感治安の改善傾向が続いています。

※『不安を感じない(計)』は「不安を感じない」と「どちらかと言えば不安を感じない」の合計



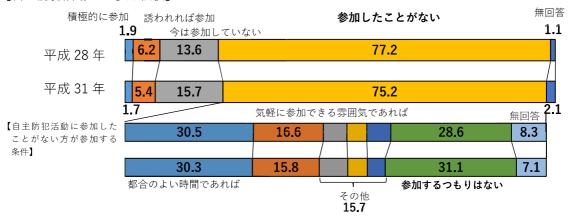
また、治安をよくするための効果的な活動については、「警察によるパトロール」が 60.7%と 最も多く、「地域で発生した犯罪等の情報提供」も 47.4%が効果的と考えています。

<2. 防犯対策と自主防犯活動参加経験について>

現在行っている防犯対策については、「戸締りの徹底」が 84.8%と最も多く、「何もしていない」は 4.0%と低く、多くの市民は何らかの防犯対策を講じているという結果になりました。

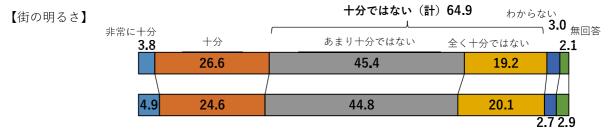
また、ボランティアの自主防犯活動に参加については、「参加したことがない」が 75.2%と最も多く、そのうちの 31.1%の人が「参加するつもりはない(できない)」と回答しています。

【自主防犯活動への参加経験】



<3. 街の明るさと防犯カメラについて>

犯罪発生の防止という点から見た街の明るさについて、64.9%が十分ではない(計)と回答しています。



<4. 空き地や空き家について>

空き地や空き家の数については、「わからない」が 34.9%、増えたと感じる人が 25.2%おり、その状態について「草木の繁茂」について 63.0%、「家屋や塀等の老朽化」について 59.3%の人が気になっているという結果となりました。

2 豊橋市安全で安心なまちづくり推進条例

豊橋市安全で安心なまちづくり推進条例

平成 18 年 12 月 19 日 条例第 54 号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止について、市の責務、市民及び事業者の役割並びに土地所有者等の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力し、県の施策と連携を図りながら安全で安心なまちづくりを推進し、もって市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民、事業者及び警察その他の関係行政機関と連携し、安全なまちづくりに関する施 策を実施するものとする。

(行動計画の策定)

第3条 市長は、安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する行動計画(以下「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、行動計画を定めるに当たっては、児童、高齢者その他の犯罪被害者となりやすい者の安全について配慮するとともに、豊橋市安全で安心なまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの防犯意識を高め、地域での自主防犯活動に積極的に参加することにより、犯罪を発生させない地域環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民は、犯罪が発生したとき、又は犯罪が発生するおそれがあるときは、自らの安全を考慮し、可能な限り犯罪被害者の救助又は犯罪被害のおそれがある者の安全確保及び警察その他の関係行政機関への通報に努めるものとする。
 - 3 市民は、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、市、市民及び警察その他の関係行政機関と連携し防犯に関する必要な措置を講じ、市民の安全に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、市内において所有し、又は管理している土地及び建物について、市民の安全に配慮し適正な管理に努めなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第7条 市長は、土地所有者等が市内において所有し、又は管理している土地及び建物について、防犯上不適正な管理状態であるとき、又は不適正な管理状態となるおそれがあるときは、土地所有者等に対して必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(自主防犯活動を行う団体に対する支援)

第8条 市は、地域社会において自主防犯活動を行う団体に対して財政的な支援を行うことができる。

2 市は、地域社会において自主防犯活動を行う団体の連携体制等について必要な場合には、助言その他の支援を行うことができる。

(防犯教育等)

第9条 市は、市民及び事業者に対して、防犯に関する理解を深めることを目的として、防犯に関する教育を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者に対して、防犯に関する広報啓発活動を充実するものとする。

(情報の共有及び連携体制の整備)

第 10 条 市は、市民、事業者及び警察その他の関係行政機関との間の防犯情報の共有及び連携体制の整備に努めるものとする。

(安全で安心なまちづくり審議会)

第 11 条 市長は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し必要な事項を調査審議させるため、豊橋市安全で安心なまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画等を調査審議する。
- 3 審議会は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 5 委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員」を「安全で安心なまちづくり審議会委員 情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員」に改める。

本行動計画は SDG s の以下の取組みの 視点を取り入れて策定しています。



SDGs(持続可能な開発目標)とは



2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国連の目標であり、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されています。

「地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)」ことを目指し、持続可能な世界を実現すための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。



防犯教育講座・防犯講座を通じて「自分の身は自分で守る」という意識を醸成します。



少子高齢社会に対応した地域の安心·安全を確保する仕 組み作りを行います。



市・市民・自治会・警察・自主防犯組織・企業が相互に連携し、治安のよいまちづくりを目指します。